

案

平成 24 年 9 月 6 日

栄村長 島田 茂樹 様

栄村震災復興計画策定委員会
委員長 木村 和弘

「栄村震災復興計画」策定に関する報告について

栄村震災復興計画策定委員会設置要綱第 2 条に基づき、別添のとおり「震災復興計画(案)」を取りまとめましたので、報告します。

なお、本計画の実施に当たっては、下記事項に配慮くださいますよう申し添えます。

記

- 1 地震被害の特性を踏まえて、総合的な対策としての震災復興計画(案)を作成してきました。

本計画(案)に「前提」と「基本方針」を示しましたが、それらは、個々に独立しているのではなく、相互に大きく関連しています。

復興に関する事業の導入・実施に当たっては、本計画(案)の基本である関連性、総合性を十分認識して、実行されることを要望します。

- 2 甚大な被害のもとで、早急に復興・再生を進めるには、従来どおりの組織や方法のままでは、十分ではありません。

震災復興に関わる情報を集中し共有化しながら、事業導入等を検討するための行政組織や事業実施のアドバイス・点検を行う委員会の設置が不可欠です。

第Ⅱ編第 4 章に示したように、震災復興に向けての組織体制の整備を図ることを要望します。